

れいわ ねんど ねんど
令和7年度(2025年度)

つうえんじぎょうじゅうようじ こうせつめいしょ
通園事業重要事項説明書

じどうしめい
(児童氏名)

さま
様)



かどましりつ はったつしえん
門真市立こども発達支援センター

つうえん
通園グループ



かどましおおあざきたじま ばんち
〒571-0025 門真市大字北島546番地

TEL: (072) 883-1680

FAX: (072) 800-7300

れいわ ねん がつかいていばん
令和7年4月改訂版

目次

1	サービスを提供する事業者の概要	1
2	事業所の概要	1
3	施設の概要	2
4	事業実施対象地域	2
5	施設の運営方針	3
6	通園部門の職員配置	4
7	職員の勤務時間	5
8	サービスの営業及び提供時間	5
9	支援サービス	6
10	申込み(利用)手続き	9
11	利用料(各種加算)・給食費	9
12	利用料(各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	11
13	苦情等申立先	12
14	緊急時の対応	12
15	損害賠償保険への加入	13
16	非常災害時の対策	13
17	事業所を利用する際の留意事項	13
18	個人情報の取扱い	14
19	虐待防止及び身体拘束等について	14
20	協力医療機関	15
21	提供するサービスの第三者評価の実施	16
○	重要事項説明確認書	

この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの通園事業の利用を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上やご利用に際して注意していただきたいことを説明するものです。

当サービスの利用は、通所給付費の支給決定を受けた方で、当施設のサービス内容に同意いただいた方が対象となります。

1 サービスを提供する事業者の概要

運営事業者の名称	門真市立こども発達支援センター 共同事業体 代表法人 社会福祉法人 晋栄福祉会 社会福祉法人 治栄会 社会福祉法人 愛光会
所在地(代表法人)	大阪府門真市北島町12番20号
電話番号(代表法人)	072-881-8202
代表者氏名(代表法人)	理事長 濱田 和則
設立年月日	昭和54年2月

2 事業所の概要

じぎょうしょ　しゅるい 事業所の種類	じどうはったつしえん 児童発達支援センター		
りようていいん 利用定員	にん　　つうえん　　にん 95人(うち通園グループ80人)		
じぎょう　もくてき 事業の目的	しょうがい　　みしゅうがく　　こ　　たい　　はったつしえん　　かぞくしえん　　ちいき 障害のある未就学のお子さまに対して、発達支援・家族支援・地域 しえん　　つう　　にちじょうせいかつ　　しゃかいせいかつ　　ひつよう　　ちしき　　かくとく 支援を通じて、日常生活や社会生活に必要なスキルや知識を獲得で ていきよう　　じぎょう　　もくてき きるようにサービス提供することが事業の目的です。		
じぎょう　めいしやう 事業の名称	かどましりつ　　はったつしえん 門真市立こども発達支援センター		
じぎょうしょ　　しよざいち 事業所の所在地	おおさかふかどましおおあざきたじま　　ばんち 大阪府門真市大字北島546番地		
でんわばんごう 電話番号	072-883-1680	ファックスばんごう FAX番号	072-800-7300

かんりしゃめい 管理者氏名	ちよう くらさわ ゆうき センター長 倉澤 裕基		
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつついたち 平成26年4月1日	していかんりかいしねんがっぴ 指定管理開始年月日	れいわ ねん がつついたち 令和6年4月1日

3 施設の概要

(1) 施設（門真市民プラザ内）

たてもの 建物	こうぞう 構造	てっきん づくり かいだて うち かい かい 鉄筋コンクリート造 4階建（内1階から3階までがセンター）
	のべゆかめんせき 延床面積	2,920.66㎡

(2) 主な設備

かい しゅるい 1階：種類	しつすう 室数	かい しゅるい 2階：種類	しつすう 室数	かい しゅるい 3階：種類	しつすう 室数
エントランス	1	ホール	1	まちあいしつ 待合室	1
ホール	1	おんがくりようほうしつ 音楽療法室	1	じむしつ 事務室	1
じむしつ 事務室	1	ほごしゃひかえしつ 保護者控室	1	かんかくとうごうしつ 感覚統合室	1
ほいくしつ 保育室（トイレ付）	5	かいぎしつ 会議室	1	こべつめんせつしつ 個別面接室	1
だつしつ 脱衣室	1	ほいくしつ 保育室（トイレ付）	4	こべつりよういくしつ 個別療育室	3
シャワールーム	1	サンルーム	1	けんさしつ かんさつしつとう 検査室／観察室等	かく 各1
せいようしつ 静養室	1	スヌーズレン	1	リラックスルーム	1
そうだんしつ 相談室	4	プレイルーム	1	かい たもくてき ○ 1～3階：多目的トイレ かい ひなんようすべ だい ○ 2・3階：避難用滑り台 エーイーディー だいはいび ○ A E D：1台配備	
しゅうかいしつ 集会室	1	くんれんしつ 訓練室	1		
ちようりしつ 調理室	1	しつ しつ ST室／OT室	かく 各1		
		フリールーム	1		
		じむしつ 事務室	1		
		きゅうけいしつほか 休憩室他	2		

4 事業実施対象地域

げんそく かどましぜんいき
原則として門真市全域

5 施設の運営方針

○ 「気になる段階」からの早期支援

こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

そのことから、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」から支援に努めてまいります。

○ 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすことができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋がっていきます。

○ こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を発揮し、主体的に社会生活を営めるよう、こどもの「自ら伸びる力」と保護者の「こどもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域の理解を高めるための活動に努めていきます。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、こどものライフステージ全般を見通した総合的な支援につなげていきたいと考えます。

○ これまでの慣習にとらわれず一歩前進(イノベーション)

こどもや家庭を取り巻く環境は日々変化しています。その中で、より良い支援を提供するためには、これまでの慣習や枠組みにとらわれず、新たな視点や方法を積極的に取り入れる柔軟さがが必要です。

私たちは、柔軟で創造的なアプローチを追求し、こどもが可能性を最大限に発揮できる未来を目指して、一歩前進することに努めてまいります。



6 通園部門の職員配置

職員配置については、お子さんの成長・発達を促進するよう定められた児童福祉施設の

設備及び運営に関する基準に則り、定められた施設指定基準を遵守しています。

令和7年4月1日予定

職種	員数	区分				配置基準・要件等
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者(センター長)	1		1			原則、専ら当該事業所の管理業務に専従
児童発達支援管理責任者	1	1				—
児童指導員 及び保育士	22	19	1	2		・それぞれ1人以上 ・総数：単位ごとに総数が概ね障がい児の数を3で除して得た数以上(門真市ルール)
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に必要に応じて配置(主として重症心身障害児が通う場合1人以上) ※児童指導員及び保育士に含めることができる。					
理学療法士	2		1	1		
作業療法士	6			4	2	
言語聴覚士	1		1			
栄養士	1				1	・1人以上
嘱託医師	6				6	・1人以上

かんごし 看護師	2		2			しゅ じゅうしょうしんしんしょうがいじ • 主として重症心身障害児が かよ ばあいひとりいじょう 通う場合1人以上 ※ じどうしどういんおよ ほうく し ふく 児童指導員及び保育士に含 めることができる。
ちょうりいん 調理員	3	2		1		ひとりいじょう • 1人以上 じえん ちょうり • 自園調理しますが、調理業務 いたく は委託します。
じむいん 事務員	2			2		

7 職員しよくいん きんむじかんの勤務時間

おも きんむじかん
主な勤務時間・・・① 午前8時ごぜん じ～午後5時ごご じ ② 午前8時15分ごぜん じ ふん～午後5時15分ごご じ ふん

③ 午前8時30分ごぜん じ ふん～午後5時30分ごご じ ふん

ねんまつねんし しゆくじつ どにち のぞ げつようび きんようび
(年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)

8 サービスの営業及び提供時間えいぎょうおよ ていきようじかん

* 月曜日げつようびから金曜日きんようび（行事などで土曜日どようび又は日曜日にちようびに療育りょういくがある場合は、翌月曜日よくげつようびが休園きゅうえんです。）

* 午前10時ごぜん じから午後3時ごご じ（行事などで変更へんこうになる場合があります。また、入園直後にゅうえんちよくごは年齢ねんれいに応じて、午後1時ごご じまでの親子通園おやこつうえんがあります。）

* 台風たいふうなどで警報けいほうが出た場合等は、休園きゅうえんとなることがあります。

➤ 午前8時ごぜん じ現在げんざい、東部大阪とうぶおおさかに「暴風警報ぼうふうけいほう」または「大雨警報おおあめけいほう」が発令はつれいされている場合ばあい

➤ 台風以外たいふういがいでも気象状況きしょうじょうきょうどう等により通園バスつうえんの運行うんこうが困難こんなんと判断はんだんされる場合や休園きゅうえんす

る必要があると判断はんだんした場合ばあい

＊ 一日のプログラム（時間はおよその目安です。）

じかん 時間	いちにち なが 一日の流れ
8:30	あず じぎょう そうげい りょう 預かり事業 ※ 送迎バスの利用はできません。
8:55	つうえん しゅっぱつ 通園バス出発
10:00	ば す どうちゃく どうえん あさ かだい かつどう バス到着 登園・朝のつどい・課題活動
11:30	きゅうしょく しょくじしえん 給食（食事支援）
12:45	ごすい 午睡
14:25	こうえんじゅんび 降園準備
15:00	こうえん しゅっぱつ 降園バス出発

9 支援サービス

(1) 施設給付対象サービス

	ないよう 内容
しえん ないよう 支援内容	○ 知的・精神（発達障がいを含む。）に課題があるお子さんには • お子さんが保護者さまから離れることに不安を感じないように、少しずつ自立していくことや、保護者さま以外の人とも心を通わせることができるように、感情や思いを伝えたり受け入れたりする能力を育てます。 • 自分の持っている力を発揮し、日常生活において自分でできることを増やし、できることは自分でしていく意欲を育てます。

- 将来社会的に自立していくことができることを目指し、『人との関係』や『社会での生活』を円滑に進めるために必要な基本的な能力や知識を個々の能力に応じて習得できるよう、養育します。
- 心身の発達に応じて個別あるいは集団での療育をします。
- 遊びや生活経験を通じ、様々な刺激を受けて、物事を理解したり、言葉を使って表現したりする能力を高めます。
- 保育園・幼稚園と交流保育を行い、こどもたちの経験を広めます。
- 音楽を通じて自分の感情や思いを表現したり、他者の感情や思いを理解したりする能力を高めます。
- 保育者さまやお友達との関わり合いの中で、より豊かな感情や社会性を育てます。
- 身体を動かして遊ぶ楽しさを経験し、遊びの中で体力をつけ、身体の機能を高めていきます。

○ 身体に課題のあるお子さんには

- 医師の指示を受け理学療法士による訓練を行います。
- 医師の判断を受け作業療法を行います。
- 言語聴覚士とともに摂食動作訓練を行います。
- 将来社会的に自立していくことができることを目指し、『人との関係』や『社会での生活』を円滑に進めるために必要な基本的な能力や知識を個々の能力に応じて習得できるよう、養育します。

けんこうかんり 健康管理	• 心身の発達に応じて個別あるいは集団の療育を行います。 • いろいろな心地よい刺激を受けることで個々の力を伸ばしていくよう療育を進めます。 • 保育園・幼稚園と交流保育を行い、こどもたちの経験を広めます。 • 音楽を通じて自分の感情や思いを表現したり、他者の感情や思いを理解したりする能力を高めます。 • 疾病予防、健康管理に努めます。 • 緊急時、必要時は、主治医あるいは協力医療機関に責任をもって連絡・引継を行います。 • 在宅医療を必要とするこどもに対し、主治医・内科嘱託医と連携を図り、医療的ケアを実施します。 • 当事業所の管理医師（嘱託医師） 五十野 剛
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	• 当事業所は、お子さんや保護者さまからのいかなる相談についても、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(2) その他のサービス

しゅるい 種類	ないよう 内容
しょくじていきょう 食事提供	• 栄養士が作成する献立により、成長期のお子さんにとって望ましい栄養バランスに配慮し、季節感あふれた家庭的な食事を提供します。 • 摂食動作訓練については、嘱託医師や言語聴覚士と連携し、こどもの個別発達段階に応じた食形態で提供します。
そうげい 送迎バス	• 通園バスは毎日3台運行し、お子さんの送迎を行います。登園時は、当施設を午前8時55分頃に出発し、降園時は、午後3時に出発します。

あず じぎょう 預かり事業	つうえん こ いちじてき あず じぎょう ・ 通園のお子さんを一時的にお預かりする事業です。 げつようび きんようび ど にち しゆく ぼん ねんまつねんし はるやす ・ 月曜日～金曜日（土・日・祝・お盆・年末年始・春休みは、ありません） りようじかん 利用時間は、8:30～10:00です。
-------------------------------	--

10 申込み(利用)手続き

りようけいやくしょ もと けいやく もうしこ さい かなら つうしょじゆきゆうしゃしやう いんかん どう
利用契約書に基づき、契約します。申込みの際には、必ず「通所受給者証」「印鑑」等を
ようい
ご用意ください。

11 利用料(各種加算)・給食費

- りようりよう ほ ご しゃ ふたん じゆきゆうしゃしやう り よう しゃ ふたん わり あい もと
・ 利用料 保護者さまの負担については、受給者証の利用者負担割合に基づいてご

ふたん じゆきゆうしゃしやう き さい ふたん じようげんげつがく はんい ない
負担いただきます。ただし、受給者証に記載された負担上限月額の範囲内
になります。また、個別免除が適応される場合には免除後の金額となります。

くに みなお り よう り よう とう へん こう ば あい
なお、国の見直しなどにより、利用料等を変更する場合があります。

※ サービスの利用者負担は、児童福祉法で定められている給付費の1割になります。

※ 負担上限月額は、保護者さまにより異なりますので、受給者証をご確認ください。

※ 3歳児から5歳児の利用料は、免除となります。(利用料に入らない食事代等の
ふたん
負担は、あります。)

- かくしゅかさん つぎ し えん お こ な ば あい
・ 各種加算 次の支援を行った場合

じぎょうしよないそうだんしえんかさん かていれんけいかさん けっせき じ たい いう か さん かんけいきかんれんけい
「事業所内相談支援加算」「家庭連携加算」「欠席時対応加算」「関係機関連携

かさん ほう いく き ょう い くの いう こ う し えん か さん えん ち ょう し えん か さん り よう り よう か さん
加算」「保育・教育等移行支援加算」「延長支援加算」などを利用料に加算いたし

ます。なお、加算した場合でも負担上限月額は変わりません。

※ 基本算定単価 + 加算(ご利用者様に提供するサービス)

かくしゅかさん ないよう
【各種加算の内容】

◇ 事業所内相談支援加算・・・ 30分以上の個別相談・懇談等支援を行った場合

◇ 家庭連携加算・・・・・・・・・・ 家庭訪問、並行通園の訪問等を通じて、相談等を行った場合

◇ 欠席時対応加算・・・・・・・・・・ 急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合

◇ 関係機関連携加算・・・・・・・・・・ 関係機関と連携し、総合的な支援を行った場合

◇ 保育・教育等移行支援加算・・・退園後、居宅等を訪問して相談支援を行った場合

◇ 延長支援加算・・・・・・・・・・サービス提供時間前後でお子さんを預かった場合

・ 給食費 給食費は、通所給付金の対象ではありませんので、食事提供の回数に応じて負担していただきます。

※ 食事が不要な場合は、当日の午前10時30分までにご連絡をいただいた場合は、給食費をいたしません。

※ 欠席の連絡がない場合や、当日の午前10時30分以降の連絡については、すでに給食準備を行っていますので、お子さまへの給食提供の有無に関わらず、給食実費をいただきます。

※ 発熱等で午前11時30分までに降園される場合は、給食費はいたしません。

※ 給食が提供された場合は、体調不良等で食べない状況であっても、給食費をいただきます。

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきよう 世帯の収入状況	ふた んじょうげんげつがく 負担上限月額	にち きゅうしよくひ 1日の給食費
1 せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ごじゅきゆうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円	えん 70円
2 ていしよとく 低所得	しみんぜいひ かぜいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円	えん 70円
3 いっぱん 一般	しみんぜい しよとくわり まんえんみまん せたい 市民税 所得割28万円未満の世帯	えん 4,600円	えん 230円
4 いっぱん 一般	しみんぜい しよとくわり まんえんいじょう せたい 市民税 所得割28万円以上の世帯	えん 37,200円	えん 650円

12 利用料(各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法

(1) 「障害児施設(通所)実績記録票」と「施設利用等請求書」について

- 当事業所を利用された日は、「障害児施設(通所)実績記録票」に記載された内容(日時、時間等)をご確認いただき、押印又はサインをしてください。
- 「施設利用等請求書」は、毎月中旬(10日頃)に用意します。

(2) 利用料・給食費、諸費用は、一箇月ごとに計算してご請求します。

① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法

- 当事業所では、預金口座からの口座振替(自動引き落とし)を行っています。ご負担軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の考えから、この方式によるお支払いをお願いしております。ご理解ご協力をお願いします。
- ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行
- 口座振替日:当月分を翌月20日に自動引き落とし
- 引き落とし手数料:無料(当事業所負担)
- ※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。

② 保護者さまが直接振り込む方法

- 上記の口座振替(自動引き落とし)ができない場合は、ご利用者様が直接振り込んでいただくことになります。ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。
- 振り込先:三井住友銀行 門真支店 普通 4156637
- 振り込み期限:当月分を翌月20日までにお振込みをお願いします
- 振り込み手数料:保護者さま負担
- ※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。

- 現金の支払いは、受付けていませんので、よろしくお願いいたします。

(3) 滞納について

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の終了や、翌年度の契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

13 苦情等申立先

当事業所 責任者:センター長 倉澤 裕基 担当者:センター次長 田宮 雄介 通園グループ長 富 貴大	受付時間:平日午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、休園日を除く 電話番号:072-883-1680
門真市こども部こども政策課 住所:大阪府門真市中町1-1	受付時間:平日午前9時～午後5時30分 ※土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く (06)6902-1231 代表
大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 住所:大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター1階	受付時間:午前10時～午後4時 ※土・日・祝日、年末年始を除く 電話番号:06-6191-3130 FAX番号:06-6191-5660 メールフォーム:大阪府社会福祉協議会

14 緊急時の対応

- お子さんの病状急変等の緊急時には、速やかに保護者さまや医療機関に連絡を行います、対応していきます。

15 損害賠償保険への加入

- 当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋栄福社会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害賠償」に加入しています。

16 非常災害時の対策

- 月に一度、火災や地震を想定して避難訓練を実施します。
- 防火管理者 門真市民プラザ長（当事業所は、門真市民プラザの一部になりますので、門真市民プラザで一体的に届出しています。）

ぼうかせつび 防火設備	じどう かせい ほう ち き ・ 自動火災報知機	あり	ゆうどうとう ・ 誘導灯	あり
	ぼう か と び ら ・ 防火扉	あり	も ほう ち き ・ カス漏れ報知器	あり
	ひじょうつうほうそう ち ・ 非常通報装置	あり	せつ び ・ スプリンクラー設備	なし
	ひじょうようでん げん ・ 非常用電源	なし		
※ カーテンは防火性のあるものを使用します。				

17 事業所を利用する際の留意事項

(1) 事業所内の設備・器具の利用

- 事業所内の設備・器具は、本来の使い方に添ってご利用願います。しかし、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に戻すか、又は相当の代価を支払っていただくことがあります。

(2) 宗教活動・政治活動・営利活動

- お子さんや保護者さまの思想・信教は自由ですが、他のご利用者様に対する宗教活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。

(3) 事業所内・外での写真撮影等について(別途規定があります。)

- 当事業所が保育・療育上必要な場合は、お子さんの写真を撮ることがあります。その場合は、保育・療育の目的以外には使用しません。
- 保護者さまが、お子さまの写真撮影を希望される場合は、事前に職員にご相談ください。

18 個人情報の取扱い

- 個人情報については、「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「門真市個人情報の保護に関する法律施行細則」に沿った対応をします。
- センターにおける各部門(通園グループ/地域支援グループ)においてお預かりしている個人情報について、通園における支援に必要と判断する場合、適切な管理の下、各々で情報を共有する場合があります。
- また、門真市及び関係機関に情報提供を要請された場合は、当事業所が支援に必要と判断した場合、情報を提供させていただきます。
- お子さんの記録や情報については、適切に管理し、保護者さまの求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者の方の負担となります。
- 情報提供に係るコピー代: 1枚に付き白黒10円、カラー40円、通園証明書: 1枚50円とします。ただし、令和7年度より1つの申請に対して10枚までは無料とします。

19 虐待防止及び身体拘束等について

(1) 虐待防止について

- こどもの心身を傷つけ、こどもの健全な成長や発達を損なう行為は、行いません。
(身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等)

- 虐待防止委員会を設置します。
- こどもに対する重大な権利侵害になる行為に関しては、それを許さず、こどもを守っていきます。
- 虐待が疑われる場合や首から上のケガ、傷等があった場合などは、門真市担当部署や児童相談所等に通告する義務があります。
- 不適切な養育に至らないよう相談があった場合は、専門スタッフとともに、解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行います。

(2) 身体拘束について

- 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。万一、お子さんの生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、保護者の承諾を得るとともに、期間及び必要性等の記録を行います。
- 身体拘束については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和5年7月 厚生労働省)」に基づいて対応します。

(3) 人権の擁護について

- 人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」に基づいて対応します。

20 協力医療機関

- 社会医療法人蒼生会 蒼生病院

門真市大字横地596番地

(外科・整形外科等)

- 医療法人孟仁会 摂南総合病院

門真市柳町1番10号

電話番号:072-885-1711

電話番号:06-6909-0300

ない か じゅんかんきか せいけい げ か のうしんけい げ か しょうにかとう
(内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)

ていきょう だいさんしゃひょうか じっし
21 提供するサービスの第三者評価の実施

- ねんかん あいだ かいじっし よてい
• 3年間の 間に1回実施する予定です。

じゅうようじこうせつめいかくにんしよ

重要事項説明確認書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

かどましりつ はつたつしえん つうえん ていきよう ほんしりよう おおさかふ
門真市立こども発達支援センターの通園サービスの提供について、本資料により「大阪府
していしやうがいじつうしよしえん じぎやうしや していなら していつうしよしえん じぎやうとう じんいん せつびおよ うんえい かん
指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に關す
きじゆん さだ じようれい へいせい ねんおおさかふじようれいだい ごう だい じよう きてい もと つうしよきゆうふ
る基準を定める条例（平成24年大阪府条例第104号）」第13条の規定に基づき、通所給付
けつていほごしや せつめい おこな
決定保護者さまに説明を行いました。

せつめいねんがっぴ
説明年月日

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

じぎやうしや
(事業者)
しよざいち
所在地
ほうじんめい
法人名
だいひようしゃめい
代表者名

門真市立こども発達支援センター共同事業体代表法人
大阪府門真市北島町12番20号
社会福祉法人 晋栄福祉会
理事長 濱田 和則

印

じぎやうしよめい
事業所名
せつめいしやしめい
説明者氏名

門真市立こども発達支援センター

印

わたし ほんしりよう もと じようき じぎやうしや じゅうようじこう せつめい う
私は、本資料に基づいて上記事業者から重要事項の説明を受けました。

ほごしや
保護者さま

じゅうしよ
住所 門真市

しめい
氏名

ぞくから
(続柄:)

こ なまえ
お子さんの名前

ていきようかいしよていねんがっぴ
サービス提供開始予定年月日

れいわ ねん がつ にち よてい
令和 年 月 日(予定)

